

新宿区省エネルギー及び創エネルギー機器等補助制度のご案内

令和6年度 (個人住宅・集合住宅・事業所)

申請受付期間 令和6年4月15日(月)～令和7年3月31日(月)到着分 (土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)

※期間内でも予算件数に達した場合、受付を終了します。区ホームページで受付状況を随時更新しますので、ご確認の上申請をお願いします。

対象期間 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) ※完了日の属する年度分が申請できます。

【完了日】とは、「施工」と「支払」のいずれも完了した日を指します。



ご注意
ください

申請は「**施工完了後**」となります。

補助対象機器等の**施工及び支払まで完了した**後、必要書類一式を揃えた上で申請してください。

補助対象機器等

～要件に該当するかどうか、施工前に必ずご確認ください～

区分	補助対象機器等及び補助要件(※1)	補助金額(※6) (1,000円未満切り捨て)
個人住宅	太陽光発電システム 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの	1kWあたり100,000円(※2) (上限300,000円)
	CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) JIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯保温効率(ふろ保温機能あり)が2.8以上のもの、又はJIS基準(JIS C9220)に基づく年間給湯効率(ふろ保温機能なし)が2.9以上のもの ただし、次に掲げる機器については年間給湯効率、又は年間給湯保温効率が2.7以上であること ①薄型2缶タイプ ②角型1缶タイプ ③容量が200ℓ以下の小容量タイプ(一体型タイプ含む) ④多機能タイプ	定額100,000円
	家庭用燃料電池(エネファーム) 一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録されているもの	定額100,000円
	高反射率塗装(屋根又は屋上) (1)JIS K5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有する塗料を用いていること (2)居室上の屋根、屋上部分について施工すること(屋根・屋上立ち上がり部分を含む 天窓部分は除く)	施工面積1㎡あたり2,000円(※3) (上限200,000円)
	断熱窓 (1)既設窓の改修であること (2)外窓交換、内窓設置又はガラス交換であること (3)一室単位での施工であること (4)熱貫流率が4.65W/㎡・K以下に改善されること	施工経費(税抜)の25% (上限100,000円)
	蓄電池システム (1)一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定しているもの、又は同等と認めるものであること (2)太陽光発電システム、又は家庭用燃料電池(エネファーム)と常時接続されていること	蓄電容量1kWhあたり10,000円(※4) (上限100,000円)
集合住宅	太陽光発電システム 個人住宅と同要件になります ※集合住宅用太陽光発電システムの設置は、電力を共用部分に系統連携する場合のみ対象	1kWあたり100,000円(※2) (上限300,000円)
	共用部LED照明 (1)照明器具の取り付け方が、つり下げ形、じか付け形、埋込み形、又は壁付け形のものであること(卓上スタンド、その他のコンセント設備を使用するものは除く) (2)既設照明器具からLED照明器具への交換工事を伴うこと。ただし、以下は対象外とする。 ・LED照明器具からLED照明器具への交換 既設照明器具にそのままLEDランプを装着すること ・既設照明器具の一部を改造する工事 (3)消費電力が同等以下の機器への交換であること	施工経費(税抜)の50% (上限300,000円)
事業所	太陽光発電システム 個人住宅と同要件になります ※事業所用太陽光発電システムの設置は、電力を事業所に系統連携する場合のみ対象	1kWあたり100,000円(※2) (上限800,000円)
	LED照明 集合住宅と同要件になります	施工経費(税抜)の50% (上限500,000円)(※7)
	高効率空調設備 エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機 (1)東京都の中小企業向け省エネ促進税対象機器となっているもの(※5) (2)従来機からの交換であること(APF(通年エネルギー消費効率)が同等以上の機器への交換であること)	施工経費(税抜)の50% (上限500,000円)(※7)

(※1)補助対象機器等の補助要件は変更する場合があります。(※2)kWは小数点第三位以下を切り捨てます。(※3)㎡は小数点第三位以下を切り捨てます。
(※4)蓄電容量は一般社団法人環境共創イニシアチブが認定した蓄電容量とします。(※5)機器によって、室内機のみ、室外機のみが対象となる場合があります。
(※6)国や都等の補助金制度との併用により補助金交付額の合計額が補助対象経費の合計額を上回るときは、補助対象経費を上限に補助金額を減額します。

(※7)再生可能エネルギー利用による補助上限額の引き上げ

・事業所LED照明及び高効率空調設備に対して、再生可能エネルギー電力を導入している電力会社と契約(再エネ比率は問わない)、又は自ら太陽光発電システムを導入している、又は環境価値(非化石証書・グリーン電力証書)を調達している(調達量は問わない)申請者に対し下記の通り、補助上限額の引き上げを行います。

【引き上げ額】
・LED照明 100,000円・・・引き上げによって 施工経費(税抜)の50%(上限600,000円)になります。
・高効率空調 200,000円・・・引き上げによって 施工経費(税抜)の50%(上限700,000円)になります。 ※添付書類等について中面・裏面も合わせてご覧ください。

申請できる方

～以下の要件を全て満たす方が対象です～

個人住宅	集合住宅	事業所
区内に住所を有する方で、その住宅に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置又は施工した方	区内に集合住宅を所有し、当該住宅に補助対象機器等を設置した以下の方 ・中小企業者等※ ・管理組合等	区内に事業所を所有又は借り受け、当該事業所に補助対象機器等を設置した中小企業者等※

共通

- ・施工及び支払まで完了した上で、申請書及び各添付書類等が提出可能なこと。提出期限：令和7年3月31日(月)
- ・施工完了日と支払完了日の間は1年以内であること。
- ・導入した補助対象機器等が、未使用のものであること。中古品やリース機器は対象外。
- ・過去に本制度に基づく同一機器の補助を受けていないこと。

※中小企業者等とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び個人事業者を指します。
※法人事業税または個人事業税を滞納している場合は、申請できません。

補助金交付申請の流れ

～申請前に必ずご確認ください～

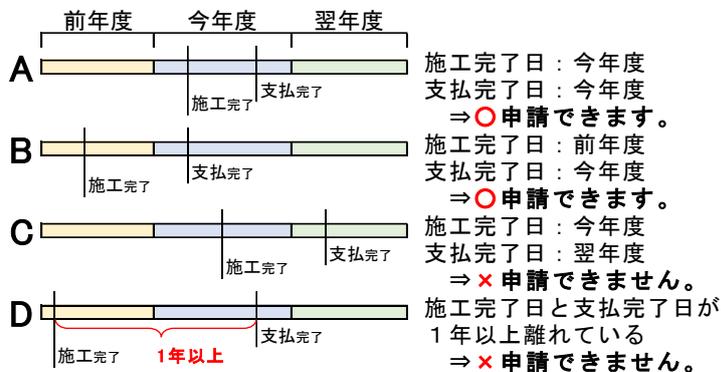
確認事項	チェック
・施工完了後であり、対象機器及び補助要件に該当していますか？	<input type="checkbox"/>
・補助対象機器等は、未使用品ですか？(中古品やリース機器は対象外)	<input type="checkbox"/>
・設置・施工した建築物は、区内ですか？	<input type="checkbox"/>
・補助対象機器等の設置・施工の費用は、全額支払い終えていますか？(原則現金・銀行振込での支払をお願いします)	<input type="checkbox"/>
・購入及び領収書の宛名は、申請者本人ですか？	<input type="checkbox"/>
・完了日は対象期間(令和6年度)内ですか？【令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)】	<input type="checkbox"/>
・施工完了日と支払完了日の間は1年以内ですか？	<input type="checkbox"/>
・過去に、同一種類の補助対象機器等について、区の補助を受けたことはないですか？	<input type="checkbox"/>
・法人及び中小企業者等の方は、事業税の滞納はありませんか？	<input type="checkbox"/>
・提出期限【令和7年3月31日(月)】までに、必要書類一式を不備や不足なく揃えて提出が可能ですか？	<input type="checkbox"/>

<申請について>

- ・交付申請書及び添付書類を環境対策課窓口までお持ちいただくか郵送ください(代行業者による手続きも可)。
- ・申請書類が全て揃ったものから、受付を行います。
不備のあるものは受付できません。
※必要書類(提出書類、添付書類等)は右ページのチェックリストにてご確認ください。
※郵送での申請は郵便物が到着し内容確認後、不備がないことを確認し受理処理をした日が申請日となります。

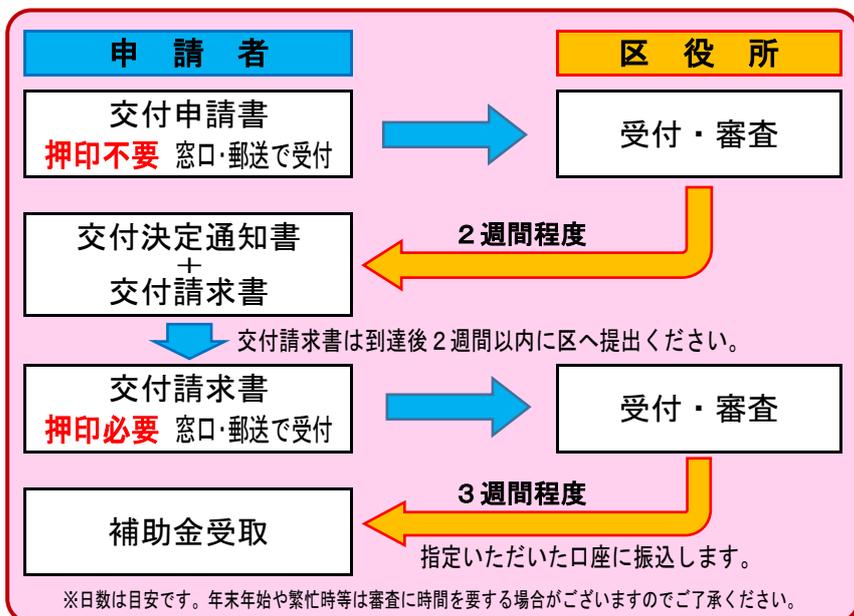
<完了日について>

【完了日】とは、「施工」・「支払」のいずれも完了した日を指します



<その他注意事項>

- ・不交付決定通知、交付決定の取り消し
審査の結果、要件に満たない場合は「不交付決定通知書」を送付します。
また虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた時や、要綱の規定に違反した時は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。なお取り消された場合は補助金の返還が求められます。
- ・訂正について
押印不要の書類について誤記した場合は、訂正したことが明らかにできるように二重線で訂正してください。(訂正印は不要です。)なお記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載してください。
- ・交付請求書について
交付請求書には押印が必要です。(誤記した場合は訂正印が必要です。)所定の箇所に押印、捨印をお願いします。



申請時提出書類チェックリスト

～申請の際には不備の無いよう、ご確認ください～

区分			提出書類	チェック
個人	集合	事業所	交付申請書【区様式】	<input type="checkbox"/>
個人	集合	事業所	施工完了証明書【区様式】※施工業者記載 ※施工業者が元請業者(領収書・見積書業者)と異なる場合は、別途業務発注していることがわかる資料も添付	<input type="checkbox"/>
個人	集合	事業所	機器の設置又は施工に係る領収書の写し ※支払日・領収日必須 (宛名・宛先が申請者と同一であり、見積書の金額と一致しているもの)	<input type="checkbox"/>
個人	集合	事業所	国・都・その他補助金を併用する場合は、決定通知書などその内容及び補助金額が確定していることがわかるものの写し	<input type="checkbox"/>
個人	集合	事業所	施工に係る見積書及び内訳書の写し (宛名・宛先が申請者と同一であり、機器のメーカー、型番、個数等の記載があるもの)	<input type="checkbox"/>
個人	集合	事業所	補助要件を満たしていることが確認できる機器等のパンフレット等(必要部分のみ印刷で可)	<input type="checkbox"/>
個人			施工した住宅に住所を有していることが証明できるものの写し (マイナンバーカード(住所記載面)や運転免許証の写し(両面)、住民票等現住所が印字されている公的な証明書) ※住民票等の公的な証明書は、3か月以内に発行されたものに限る	<input type="checkbox"/>
個人			賃貸住宅・共同所有等の場合は、住宅所有者の同意書 ※施工完了日以前の日付のもの	<input type="checkbox"/>
	集合	事業所	以下の(1)・(2)のいずれか(管理組合等または賃貸事業所の場合は(2)のみ) (1)発行後3か月以内の不動産(建物)の登記簿謄本(現在事項証明書、又は履歴事項証明書)の写し (2)発行後3か月以内の公共料金の「お知らせ」等の写し ※申請者の住所・名称及び使用場所、発行者名の記載があること ※集合住宅の場合は共用部分、事業所の場合は設置部分に係るものであることがわかること ※公共料金の払いを申請者でない者(管理会社や建物所有者等)が行っている場合は経緯のわかる資料(委託契約書等)の写しも添付	<input type="checkbox"/>
	集合		管理組合等 機器の設置に係る決議書、又はこれに代わるものの写し ※施工完了日以前の日付のもの	<input type="checkbox"/>
	集合	事業所	中小企業者等 最新の決算年度の法人事業税、又は個人事業税の納税証明書の写し ※個人事業税が非課税の場合は、直近の確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
	集合	事業所	中小企業者等 所有者が複数いる事業所・集合住宅に設置する場合には、当該事業所・集合住宅の他の所有者からの機器等を設置することについての同意書 ※施工完了日以前の日付のもの	<input type="checkbox"/>
		事業所	中小企業者等 賃貸事業所及び使用貸借事業所である場合には、当該事業所の所有者からの機器等を設置することについての同意書 ※施工完了日以前の日付のもの	<input type="checkbox"/>

区分			添付書類	チェック
個人住宅	太陽光発電システム			
	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料 ※パンフレット等に明記されている場合は省略可			<input type="checkbox"/>
	施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)			<input type="checkbox"/>
	CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)			
	施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)			<input type="checkbox"/>
	家庭用燃料電池(エネファーム)			
	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)に登録済の機種であることが確認できる資料			<input type="checkbox"/>
	施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)			<input type="checkbox"/>
	高反射率塗装(屋根又は屋上)			
	施工面積(屋根、屋上部分)の確認ができる図面(手書き可)※天窗部分は施工面積に含めません (見積書に記載された施工面積の算出計算式及び計算式に使用した数値の記載があるもの)			<input type="checkbox"/>
	施工完了後の写真			<input type="checkbox"/>
	断熱窓			
窓の位置及び数量が確認できる図面(手書き可)			<input type="checkbox"/>	
施工完了後の写真			<input type="checkbox"/>	
断熱窓の出荷証明書等(事業者名、現場名、出荷日、品名の記載があるもの)			<input type="checkbox"/>	
蓄電池システム				
一般社団法人環境共創イニシアチブが補助対象機器として指定している機器であること、又は同等であることが確認できる資料			<input type="checkbox"/>	
太陽光発電システム、又はエネファームが設置されていることが確認できる写真 (蓄電池システムと同時に設置する場合は不要)			<input type="checkbox"/>	
施工完了後の写真(設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)			<input type="checkbox"/>	
集合住宅	太陽光発電システム			
	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料 ※パンフレット等に明記されている場合は省略可			<input type="checkbox"/>
	共用部への接続図面(手書き可)			<input type="checkbox"/>
	施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)			<input type="checkbox"/>
共用部LED照明				
施工完了証明書に交換機器内容を記載【区様式】※施工業者記載			<input type="checkbox"/>	
事業所	太陽光発電システム			
	一般財団法人電気安全環境研究所(JET)若しくは、IECEE(国際電気標準会議電気機器・部品適合性試験認証制度)に基づく認証機関による太陽電池モジュール認証をうけていることが確認できる資料 ※パンフレット等に明記されている場合は省略可			<input type="checkbox"/>
	事業所への接続図面(手書き可)			<input type="checkbox"/>
	施工完了後の写真(太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの)			<input type="checkbox"/>
	LED照明			
	施工完了証明書に交換機器内容を記載【区様式】※施工業者記載			<input type="checkbox"/>
	高効率空調設備			
	東京都の中小企業向け省エネ促進税対象機器であることが確認できる資料			<input type="checkbox"/>
施工完了証明書に交換機器内容を記載【区様式】※施工業者記載			<input type="checkbox"/>	
施工完了後の写真(室内機・室外機両方、設備全体及び型式番号等が確認・判読できるもの)			<input type="checkbox"/>	

◆再生可能エネルギー利用による補助上限額の引き上げ

区分			添付書類	チェック
事業所	LED照明、高効率空調設備			
	以下の(1)・(2)・(3)のいずれか (1)以下の①・②の両方 ①再生可能エネルギー電力を導入していることがわかる電力会社との契約書の写し ②利用状況のわかる発行後3ヶ月以内の請求書又は「お知らせ」等の写し (2)太陽光発電システムを事業所に導入している事わかる資料(契約書・図面・写真等)の写し (3)証書有効期限内の非化石証書権利確定済高効率証明書の写し、 又はグリーン電力証書の写し及び利用期間が年度内であることがわかる資料等の写し			<input type="checkbox"/>

「再生可能エネルギー」、「環境価値(証書)」とは ～導入についてご検討ください～

「再生可能エネルギー」とは石油や石炭天然ガスといった有限な資源である「化石エネルギー」とは違い、太陽光や風力、水力といった地球資源の一部など「自然界に常に存在するエネルギー」のことで、それを利用した発電はCO2を排出しないクリーンなエネルギーであり、地球温暖化抑制に繋がります。(太陽光発電システム設置や再生可能エネルギー電力を導入している電力会社と契約で導入可能)
 また、自然エネルギーによる電力は「電気そのものの価値」の他に「CO2 排出抑制といった付加価値」を持った電力と考えられています。これを「環境価値」と呼びます。この「環境価値」を「証書」という形で購入者に付与し、現在お使いの電気を「環境価値」のついた電力として認証させることで環境活動への貢献をすることが可能です。

環境価値(証書)の考え方



よくある質問 ～その他、ご質問等はお問い合わせください～

Q. 施工前に補助金控の事前確保等はできますか？	A. できません。施工及び支払まで完了した後、必要書類一式を揃えた上で申請してください。書類が全て揃ったものから受け付け、予算がなくなり次第受付終了となります。
Q. 施工経費にはどのようなものが含まれますか？	A. 対象機器等の取り付け作業に直接必要となる経費になります。道路使用許可申請書作成費用や申請代行費用等は含まれません。(運搬、撤去、機器処分費用等は含まれます) また、別工事を同時に行った時の一式経費(例:屋根塗装と壁塗装を同時に行った際の足場代や諸経費)等は案分し経費とします。
Q. 他の補助制度との併用は可能ですか？	A. 国や都等の補助制度との併用は可能です。ただし、新宿区に交付申請する前にすでに国や都等へ交付申請をされている場合は、決定通知書などその内容及び補助金額が確定していることがわかるものの写しの提出が必要となります。 (国や都等の交付手続きには3か月程度の期間を要する場合があります。申請の際にはお気をつけください。※特に年度末) また、他の補助金制度との併用により、補助金交付額の合計額が補助対象経費の合計額を上回る場合は、補助対象経費を上限に補助金額を減額します。
Q. 健康保険証やパスポートは「施工する住宅に住所を有していることが証明できるもの」になりますか？	A. 住所を手書きで記入する健康保険証やパスポートは、住所を有していることの証明書にはなりません。
Q. 見積額の内訳書を提出する際、注意することはありますか？	A. 施工する機器等の形式(太陽光発電システムの場合、モジュールの枚数)や価格の記載をお願いします。 「一式」のように型式、価格をまとめた内訳書は受付できません。
Q. 見積書や領収書は原本で提出する必要がありますか？	A. 必要ありません。原本の写し(コピー)をご提出ください。
Q. 領収書が発行されない場合、領収書の金額と見積書の金額が一致していない場合はどうすればよいですか？	A. 領収書が発行されない場合は、請求書(要 振込先口座)と銀行での振込履歴の書類を代替としますので提出ください。 領収金額が見積書と一致しない場合は施工業者に依頼し、領収書に「但し、当該機器施工経費〇〇円を含む」等と補記をしてもらってください。若しくは、領収書の内訳書を提出してください。
Q. 補助対象経費の支払にポイントを使用できますか？	A. 原則現金・銀行振込での支払をお願いします。 ※クーポン、ポイント、金券、商品券(プレミアム付き商品券を含む)、振興券、手形、小切手、電子債権、仮想通貨等、法定通貨以外での支払分、また、クレジットカードやポイントカード等を利用したことにより、補助対象経費の支払に伴いポイント等が付与された分は、それらを現金に換算し、これに相当する金額は補助対象経費から減額することとなりますのでご注意ください。

その他補助金について	太陽電池モジュールの認証	エネファーム該当機器	蓄電池該当機器	高効率空調設備該当機器	再生可能エネルギー導入	非化石証書について	グリーン電力証書について
クール・ネット東京 https://www.tokyo-co2down.jp/	一般財団法人 電気安全環境研究所 https://www.jes.or.jp/products/solar/index.html	燃料電池普及促進協会 http://fca-enefarm.org/	一般社団法人環境共創イニシアチブ https://zebeo.jp/registred/ton/battery/	中小企業向け省エネ促進対象機器 https://www.kanryo.metro.tokyo.lg.jp/ese/energy/	新宿区再エネアクション https://www.city.shinjuku.lg.jp/seiatsu/arene.html	JEPIX 一般社団法人日本新電力取引所 https://www.jepx.jp/	JQA 一般財団法人 日本品質保証機構 https://www.jpq.jp/service/101/enm/serve/greasecert/

＜ご注意＞

- ・トラブルを防ぐため、契約を急がせる業者にご注意ください。契約にあたっては、複数の業者から見積もりを取るなど十分検討してください。
- ・機器の設置場所については、稼働中の騒音などを考慮し、近隣に十分配慮するようお願いいたします。

＜問合せ・提出先＞ 新宿区環境清掃部環境対策課環境計画係
 〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎7階12番窓口
 TEL 03-5273-3763 FAX 03-5273-4070
<http://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/shoenergy.html>

🔍 新宿区 省エネ 補助金

